

手数料完全自由化へ

編集部

今年末から委託手数料が完全に自由化されます。委託手数料の自由化は、1998年の商品取引所法の改正で、同年末から段階的に実施されてきましたが、今回の措置で自由化は総仕上げとなります。

1998年のネット取引が発端

商品先物業界の手数料自由化は、証券業界に次いで金融の規制緩和の一環として実施されるものです。

自由化への動きは、1998年末の特定の電子取引（＝インターネット取引）と投資顧問業からの受託取引からスタートし、2001年1月末の当業者からの受託取引、翌年末から300枚以上と2003年末から50枚以上の大口取引、今回の2004年末からの完全自由化で、商品先物業界は完全な競争時代に突入することになります。

商品先物業界では証券業界の手数料自由化を基に、「手数料は自由化前に比べて20～30%は減るのではないか」（業界首脳）との声が多く聞かれます。すでに完全自由化を先取りする形で、ある商品取引員会社では、大口

注文の売買手数料を50枚超の部分からゼロにしたり、また、ある会社では300枚を超える部分と50枚を超える部分の手数料を30～50%割引くといった動きも出てきています。

さらに、個人に焦点

を当てたネット取引に参加する商品取引員も増えてきています。業界関係者の話では、ネット取引ではすでに「採算割れではないかと危惧される、片道（＝買いか売りの一方だけの取引）500円以下の手数料で受託するケース」が出ており、手数料の値下げ競争は完全自由化前に早くも始まっているのです。ただ、いまのところ表面的には大口取引でこのような動きに追随しているところはないようです。

ヘッジがしやすくなる可能性も

こうした完全自由化に向けての一連の動きによって、個人投資家が、手数料が安くなった分、売買を増やせば、市場の規模が大きくなり、価格ヘッジの場として、当業者の参加も容易になります。これまで、市場規模が小さいため、大量の注文を出す価格変動が大きくなることから敬遠されがちだった商品ファンドの玉も、日本の商品先物市場に還流することが十分に考えられます。

このため、商品先物市場は産業のインフラとしての機能が認識され、公正な価格形成の場として、“認知”されると期待されます。

商品先物取引業界の委託手数料自由化タイムスケジュール

		1999年 平成11年	2000年 平成12年	2001年 平成13年	2002年 平成14年	2003年 平成15年	2004年 平成16年	2005年 平成17年
特定の電子取引	1998年末より自由化							
投資顧問業者からの受託にかかわる取引	1998年末より自由化							
当業者からの受託にかかわる取引	2001年1月末より自由化							
大口取引	2002年末より自由化 (300枚を超えた分)							
	2003年末より自由化 (50枚を超えた分)							
	2004年末より完全自由化							